

## 中野区教育委員会第26回協議会会議録

開催日時 平成19年7月20日(金) 開会10時01分 閉会11時05分

開催場所 中野区役所教育委員会室

出席委員	中野区教育委員会 委員長	山田 正興
	同 委員長職務代理	高木 明郎
	同 委員	大島 やよい
	同 委員	飛鳥馬 健次
	同 教育長	菅野 泰一
事務局職員	教育委員会事務局次長	竹内 沖司
	教育経営担当課長	小谷松 弘市
	教育改革担当課長	青山 敬一郎
	学校教育担当課長	寺嶋 誠一郎
	指導室長	入野 貴美子
	生涯学習担当参事	村木 誠
	中央図書館長	倉光 美穂子
書記	教育経営分野	松島 和宏
	教育経営分野	渡邊 真理子

傍聴者数 11人

議 事

(報告事項等)

○委員長、委員報告事項

- ・ 7 / 6 区長と教育委員との意見交換会について
- ・ 7 / 7 丸山小学校「キャップワークショップ」について
- ・ 7 / 13 第八中学校訪問と生徒との対話集会について
- ・ 7 / 18 鷺宮小学校訪問について

○教育長報告事項

- ・ 7 / 9 野方小学校、沼袋小学校統合委員会委員委嘱について
- ・ 7 / 11～12 野方小学校常葉移動教室視察について

- ・ 7 / 1 4 中野区医師会館内覧会及び竣工祝賀会について
- ・ 7 / 1 7 特別区教育長会について
- ・ 中野区における外部評価について

○事務局報告事項

- 1 学校統合委員会の設置について（教育改革担当）
- 2 中野区立第二中学校温水プール開放の一時中止について（学校教育担当）
- 3 東京都立学校の管理運営に関する規則の改正について（指導室長）

（協議事項）

- 1 桃花小学校及び緑野中学校の設置に伴う通学区域の設定について
- 2 平成20年度使用教科用図書採択について

午前10時01分開会

山田委員長

おはようございます。

中越沖地震が起きまして、被災された方々には改めてお悔やみ申しますとともに、早い復興を期待しております。

本日は、第26回協議会、ただいまより開会いたします。

本日の出席状況は全員出席です。

<委員長、委員報告事項>

山田委員長

初めに、委員長、委員報告からお願いをいたします。

では、私のほうから報告をいたします。

7月6日の金曜日になりますけれども、教育委員会が終わりました後で、中野区長と教育行政一般に対しまして意見交換を行いました。今年度、区長さんとお目にかかるのは初めてといたしますか、意見交換を初めて行いまして、非常に有意義な時間をいただきました。

先週でございますが、13日は、中野区立第八中学校の学校訪問と生徒との対話集会がありましたので、出席をいたしました。第八中学校は小規模化が進んでいる中学校でございますけれども、私たちは午前中は授業を拝見いたしました。特に数学の教科におきまして

は、1クラス20名程度のクラスを少人数ということで二つに分けて、10名ぐらいずつでの授業がなされておりました。子どもたちは、一問一問丁寧に指導者のほうから授業を受けておったのが印象的であります。

また、その後、生徒たちと給食をともにしたわけですが、最近どこの小学校、中学校に行きましても、給食は非常に美味しく、バランスのいい食事をとっていましたが、ただ、牛乳を飲まないお子さんも結構いたり、今の時代なのでしょうか、残菜についてやはりもう一度検討しなければいけないのかなと感じました。

午後からは対話集会で、ちょうどこの時期、八中では中学2年生がいわゆる職場体験をしてきて、その後を受けて私たちと対話集会、将来何になりたいのかとか、行ってきた職場体験でどうだったのかというようなことのお話をしてまいりました。子どもたちの口からは、「あいさつをすることは大切なんだ」ということを発言していた子どもが多かったので、やはりどんなものにも私たちが人と人と出会ったときにあいさつということが大切なのだと改めて子どもたちは知ったのではないかと思います。また、職場体験の中では、ご老人の方たちの養護施設ですとか保育園だとかに行っただ子どもたちがいまして、まさしく異年齢交流といいますが、それが図られたように思います。

18日でございますけれども、なかのZEROホールでコンサートが行われて私が聴きに行きました。「女神たちの午後」という3回シリーズのコンサートで、7月と10月と1月に、バイオリン、ピアノ、チェロなどの若い女性の方たちをお呼びしてのコンサートであります。非常に若手で、でもすばらしい演奏をしていただいていますし、私は、このないせすという会員になっているのですけれども、非常に安く見られるのですね。3回シリーズで買いますと、1回2,000円ぐらいで買えるということで、非常にすばらしいコンサートを聴いてまいりましたし、また10月、1月を楽しみにしております。

私からは以上であります。

高木委員

私も6日の金曜日午後、区長との意見交換会に出席いたしました。

あと、7月7日の土曜日、丸山小学校で行われたCAPワークショップというのに出席しました。CAPというのはチャイルド・アサルト・プリベンションの略で、いじめ、誘拐、性暴力等を防止するためのワークショップ、参加型の学習会でございます。ロールプレイで、子どもたち自身が心と体を守る方法を学ぶということで、PTA主催なのですが、3年生を対象に、副校長先生や3年生の担任の先生が出席をして講演をしていました。午前

中、子どもワークショップで3年生30人が参加。3年生が80人ですので。午後は、全PTAが対象なのですが、20人が参加ということです。主催したのがNPO法人の「青い空」というところの講師の方で、これは区内の小学校ではPTAのほうで順次やっているということでございます。非常にいい取り組みだと思うのですが、正課でやるのは時間数的にちょっと入らないと思うのですけれども、PTAの主催ということで、もうちょっと集まってもよかったのかなと。PTAのほうでも参加率が低いことをちょっと考えていたようなので、今後そこら辺は改善されるのかなと思っております。

以上でございます。

飛鳥馬委員

私も区長との意見交換会に出席してきました。国全体の文科省の教育計画とか教育改革とかいろいろありますが、そういうものを含めて特によかったなと思うのは、中野区の学校教育をどうするかという観点で区長とざっくばらんな話ができなのが非常によかったなと思いました。

それから、13日は八中訪問を一緒にしましたが、中学生の職場体験で3日間やったのですが、私がびっくりしたことは、「職場体験をやって、その職業についてもいいかどうか」と聞いたのですね。そうしたら、かなりの生徒が手を挙げたのです。まだ1回しかやっていないと思いますので。それ、たまたま出会った職業だと思うのですけれども、魚屋さんとかコンビニとかいろいろ行っているわけですが、それをやってもいいなと思っている子とか、3日ではなくて1カ月ぐらいやりたいという子もいたり。だから、まんざらでもないなというようなことで感心しました。それからもう1点は、行っている最中に、学校の近くで刃物を持った裸の男の人がいるということで、緊急連絡網の連絡が入りまして、校長さんは情報をキャッチしながら対応を考えたりしておりましたけれども、けさも宮城県で小学校6年生が刺されて入院しましたね。というのがありますので、私たち、ニュースになると、「ああ、そうか、またか」というような感じはありますが、今申し上げた中野の、裸で刃物を持ってみたい事件は新聞やテレビに出ませんのでわからないと思いますが、学校現場にいると結構あるのですね。教育長はよくご存じだと思いますけれども。ですから、本当に気が抜けない、緊張しているというのが現実だろうと思います。教育委員会としても対応しておりますけれども、一層また気を引き締めたいなというふうに思っています。

以上です。

## 大島委員

私も区長との意見交換会と、それから、八中の生徒たちとの対話集会をご一緒に参加いたしました。それから、7月18日の水曜日に鷺宮小学校を訪問してまいりました。この日は、特に行事があるという日ではなくて、通常の授業の日でございましたので、授業の様子を拝見したことと、それから、校長先生からいろいろとお話を伺いました。鷺宮小学校は、“音読の鷺宮”と“縄跳びの鷺宮”という伝統があるそうで、音読と文章の暗唱を非常に推進していて、表彰したりして、全校的な活動にしているのが伝統になっているということと、縄跳びも非常に推進してまして全校を挙げて練習科目にしているのです。それが伝統なので大変いいことなのですけれども、校長先生としては、この4月から新任ということもあって、ご自分でもう少し別のことを研究テーマとしてやってみたいということがあるのだけれども、伝統とのはざまでちょっと苦労されていると。ご自分のやりたいことをどういうふうにやっていこうか、いろいろお考えになられているというようなお話を伺いました。

以上です。

### <教育長報告事項>

#### 教育長

まず7月9日ですけれども、野方・沼袋小学校統合委員会が発足いたしまして、そこで委嘱状を渡してまいりました。後ほど報告がございます。

それから、7月11日、12日ですけれども、学校教育担当課長と一緒に、常葉少年自然の家に視察に行つてまいりました。あそこは合併して田村市になったのですけれども、田村市の行政の方とか教育委員会の方にもお話を聞いてきたりしました。その中では、「保護者が以前よりも学校に余り協力的ではなくなってしまった」とか、「無理な要求をしてくる保護者がふえた」とか、都会とそんなに変わらないようなことを言っていて、意識の普遍化が非常に進んでいるというようなことを感じました。あと、2日間子どもたちと一緒にいろいろ行動してまいりましたけれども、大変元気なのでちょっと疲れたというようなこともございます。内容につきましては、また「WINDOW」に掲載しますので、その中でお読みください。

それから、7月14日、医師会館の新会館ができて、内覧会と祝賀会がございまして、そちらのほうに出席いたしました。大変立派な医師会館で、震度7が来てもつぶれないという、震災に対して非常に強い構造になっているようでございまして、非常に心強いとい

うふうに思いました。

それから、7月17日、23区の教育長を集めた教育長会の会議がございまして、そちらでいろいろ情報提供がございましたので、報告させていただきます。

まず、東京都の特別支援教育推進計画というのがあるのですが、その第二次実施計画を策定するという報告がございました。今、案ができていて、これから都民の皆さんとか関係者に見せた上で決めていきたいというようなことでございましたので、新たな計画ができるようでございます。

それから、教員の採用でありますとか昇任でありますとか、この中でいろいろ課題があるというようなことで、特に校長、副校長、主幹の試験があるわけですが、受験状況が非常に悪いということで、特に主幹などは今定員割れしております。追加募集するようになるというようなこともありましたけれども、そんなことがあって今後どうするかというようなことの中で、一つは職の分化。これも後で報告がございしますが、東京都におきまして、統括校長、それから主任教諭という新たな職をつくるということで検討しています。今、東京都におきましては、校長、副校長、主幹、教諭と四つなのですが、これができることによって六つになるわけですね。そのようなことを今考えているのか、都としてはそういう決定をしたということでそういうお話がございました。

それから、校長につきまして、来年いろいろ任用等を考えてみても足りないのではないかと、今いる校長が定年を迎えたときに再任用して、そのまま現校で校長職を続けるというようなことをやっていかなければしょうがないということでお願いしたいというような話もございました。

それから、学校教育法の改正によりまして、これは来年の4月施行だと思っておりますけれども、新しい職が法上できるということになったわけです。副校長、主幹、指導教諭の三つができるようになったのですが、それと、先ほど言いました東京都の新しい職の6階層と全然合っていないのですね。それについて今後どうするかというようなことについても検討したいというようなお話がございました。

それから、学校の教員の任命権は東京都にございますが、幼稚園の教諭につきましては、私も23区に任命権がございます。特別区の教育委員会からも報告がございまして、まず幼稚園の管理職の試験状況、それから教員の採用方法の見直し。これは、教員の採用に当たりまして、今まで試験で点数重視だったのですが、早くやめてしまうとか、病気になるという方がかなり出てきているので、どちらかというと人物重視ですか、こんなよ

うな採用方法に改めたいというようなお話がございました。

それから、幼稚園の職のあり方につきましても今検討しているということで、今言いました副校長、主幹、指導教諭につきましても、幼稚園もつくることができるようになっていきます。したがって、幼稚園でこういう職をつくるかどうかについて検討したいというような話がありました。

それから、都費職員の任命権移譲、これが今23区と東京都の間で課題として上がっているということで、特にこれは学校教育法の改正等、これからさまざまある中で出てくる問題もありますけれども、それに先立って、23区と都においては学校事務職員の23区移管を検討したいというような話がございます。では、どうやってやるかですけれども、実際には東京都の任命をせざるを得ないので、やり方としては、例えば3年ずつ区の職員を都に派遣するというのですか、1回区をやめてもらって都の職員になってもらうというのですか、それで3年たったら返してもらおうというようなことを続けていくというようなことを今検討しているというような話がありました。

それから、外部評価。中野区では毎年行政評価を行っておりますけれども、その中で、外部委員によります評価がこの間結果として出ております。ただ、その内容につきましては、その対応も含めまして第3回定例会の中で公表することになっておりますので、ここでは申しませんが、教育委員会3分野につきましては昨年より少しよくなっております。これに基づきまして今後の対応をどうするかなどにつきまして、区長とヒアリングを受けながら協議していくということになっておりまして、来週の火曜日に区長ヒアリングが予定されております。

それから、20年度予算。気の早い話ですけれども、20年度予算に向けましていろいろ検討しなければならない課題がございます。小学校、中学校、PTA連合会、あと小・中学校の校長会などから予算要望書が出ておりまして、こういうものにつきまして今後検討してまいります。後ほど委員の皆さんにはお届けしたいというふうに考えております。

以上です。

<事務局報告事項>

山田委員長

続きまして、事務局からの報告をお願いいたします。

初めに、「学校統合委員会の設置について」の報告をお願いいたします。

教育改革担当課長

では、学校統合委員会の設置ということで、先ほど教育長からもお話しありましたが、今月の9日に野方小学校・沼袋小学校統合委員会を設置いたしました。委員の構成については、お手元の資料のとおりです。当日、委員会におきましては、委員の委嘱、それから委員長・副委員長の互選、それから委員会の運営方法等について話し合いをしました。その結果、委員長につきましては、この名簿の一番上のお名前の横に◎のついている石川誠一さんになっていただくことになりました。副委員長につきましては、その次の荻野勉さんになっていただくことになりました。今後は、野方小学校が新たに校舎等を建設するというようになっておりますので、今年度、来年度は主に施設の関係を中心に検討を進めていくという予定でおります。

私からは以上です。

山田委員長

ただいまの報告に対しまして、質問がありましたら、お願いいたします。特によろしいでしょうか。

では、続きまして、「中野区立第二中学校温水プール開放の一時中止について」の報告をお願いいたします。

学校教育担当課長

それでは、私のほうから、「第二中学校温水プールの開放の一時中止について」、ご報告いたします。お手元の資料をごらんください。

ご存じのとおり、参議院選挙は7月29日に行われます。それで、前回でしたか、当委員会でもお話がありましたとおり、中野区立体育館が開票所だったのですが、使えなくなりました。で、急遽、第二中学校の体育館を開票所として使用するということになりました。そのために、プールを含む体育館の建物全体を選挙のために使うということで、プール開放の一時中止を行うというものでございます。開放施設は、二中の温水プール、開放中止期間は、7月27日金曜日から7月29日日曜日の3日間。中止理由は、参議院選挙の投・開票ということです。周知ですが、二中の温水プールの入り口付近及び更衣室等にポスターを掲示し、チラシを配布する。これは既に配布してございます。それから、②番目、中野区及び教育委員会のホームページに掲載して、利用者の方への周知を進めるということでございます。

以上でございます。

山田委員長

ご質問ありましたら、お願いいたします。

参議院選挙に伴うということでした方ないと思います。1週間ずれましたしね。

続きまして、「東京都立学校の管理運営に関する規則の改正について」のご報告をお願いいたします。

指導室長

東京都のほうの都立学校の管理運営に関する規則の改正がございましたので、ご報告させていただきます。

本日は、お手元にあります東京都教育委員会が作成いたしました資料「東京都立学校の管理運営に関する規則の改正について～教員の職の分化～」というものに基づきましてご説明させていただきます。

東京都教育委員会は、6月28日に教諭、養護教諭の職を二つに分け、特に高度の知識または経験を必要とする教諭の職として、主任教諭、主任養護教諭を、校長の職を二つに分け、特に重要・困難な校長の職として、統括校長を設けることとして、東京都立学校の管理運営に関する規則の改正を行いました。

教員の職の現状と今回の方向性について、ペーパーの左側のほうに基づいてお話をさせていただきますが、現状におきまして、教員の職層は4段階、校長、副校長、主幹、教諭・養護教諭から構成されております。そのうち教諭・養護教諭の職層につきましては、複雑かつ重層的な職務の困難度や責任の度合いの違いが見られるにもかかわらず、教員全体の約85%を占めておりまして、主幹級以上の上位の職に昇任しない限り、年功序列かつ一律的に昇給する仕組みとなっているところでございます。また、校長職につきましても、学校種別、指導困難校ですとか進学重点校などの学校ごとの課題など、管理職が担う責任や困難度において質的・量的に大きな違いが生じている現状が校長職についてもあるということで、こういうことから、東京都教育委員会では行政系と同じようなめり張りのある職層構成と組織体系を構築して、それに基づく給与制度を整備すべきという結論を持ちまして、主任教諭と統括校長を設けることといたしました。そして、教員の意欲や資質の一層の向上と学校の組織的課題解決能力の一層の向上を図り、公立学校の教育力を高めていくことができるということにいたしました。

今回の職務分化後の職層でございますが、お手元の資料の真ん中の一番下に図がございますけれども、そのように、現行4層の構造になっているものが、校長及び教諭の職層が二つに分かれて6層という形になります。それぞれの職の役割につきましては、さらに真

ん中の上のほうに書かれてございますが、こういうことが基本的なものになってくるというところでございます。主任教諭の役割ということにしましては、特に高度の知識や経験に基づく高い実践力を発揮してもらおうという部分と、校務分掌上の重要な役割を担って学校運営に積極的に貢献してもらおう、しているという部分で役割を担うということでございます。

統括校長の役割としては、東京都は重要かつ困難な責務を負うということで、ア、イ、ウ、エの四つを示してございます。「教育の先進的な取り組みを推進するとともに、その成果を全体に還元する役割を担う学校」にそういう統括校長を置く。「他校には見られない困難な課題を抱え、特に改善・改革が必要とされている学校」に置くということ。三つ目は「統廃合や学校選択制など社会の動向を背景として、地域・保護者から高い期待に応える職責を負う学校」に置くことができる。4番目として、「複数課程、学校規模、教職員数、分校・分教室設置等により、管理の困難度が高い学校」に置くことができるというように示してございます。

今後の予定でございますが、東京都教育委員会より、今回の職の分化に基づく都立学校の管理運営規則の改正に伴いまして、各市区教委において規定しております区立学校の管理運営規則についての改正を行うように依頼が来てございます。したがって、今後の予定でございますが、東京都教育委員会の今回の改正を受けまして、本区におきましても中野区立学校の管理運営規則の改正につきまして改めて後日ご提案、ご説明させていただく予定でございます。また、今のところ、東京都のほうは11月以降にこれら統括校長や主任教諭につきましては先行実施して、平成20年度4月より任用を開始する予定と聞いております。現在のところ、その予定で進むということ聞いております。

先ほど教育長からお話がありましたが、学校教育法が改正されまして、副校長、主幹教諭及び指導教諭の設置につきまして改正がございました。現在、東京都教育委員会におきましては整理・検討中ということでございまして、この件につきましては、東京都教育委員会の検討結果に基づき改正の依頼等がありました場合には、また改めてお話をさせていただく考えでございます。

以上、ご報告させていただきます。

山田委員長

ご質問がありましたら、お願いいたします。

大島委員

東京都が決めたことなので、それ自体について中野区でどうこう言う権限もないのだと思うのですが、ただ、実態として、私もちょっとイメージがよくわからなかったのですが、教諭の中でも、職務の困難度と責任の度合いに大きな違いが生じているという認識が前提としてあるということなのですが、その辺、中野区の指導室長として、現場の教諭の中でこういうのはどうなんだろうかな。

#### 指導室長

確かに、非常に役割を担っている部分が、今は主幹と教諭という部分で分かれておりますけれども、主幹以外の教諭であっても——今、主幹は、事実、教務主幹とか生活指導主幹とか、中学校でいうと進路指導主幹という形で置かれているのですが、例えば、必置主任ではあります、各学校の中で研究を重点的にやっていらっしゃる方、中心になってやっていらっしゃる先生ですとか、主幹になっていない主任の方ですとか、そうでない方もいらっしゃるという部分の仕事量の違いというのは確かにあるかというふうに思います。

#### 飛鳥馬委員

非常に難しいと思うのですが、室長も答えに苦労されているのがよくわかるのですけれども、今の話で申し上げますと、かなりの学校が小規模化して、1学年1クラスとか2クラス、3クラスぐらいになってしまっている現状で、学級担任がいて、主任教諭がいて、各主幹がいて、そういうふうなことが学校全体で考えたときにどうなるのかということですね。ほかの事務系の人とちょっと違うところも、私、現場にいましたので教員に採用されると1日目から先生は同じなのですね。30年やる人も35年の人も。そういう矛盾というのはあるかなと思います、そういうふうに分けていくことが現場に合うのかどうかはちょっとあれですが、非常に単純な例で申しわけないのですけれども、例えば「40、50になっても、私、教諭でいいよ」という人がいた場合に、保護者が「うちの先生、いつになっても主任になれないんだわ」というふうに思うかどうかですね。すぐわかるわけですから。区役所なら、係長とか、わかりますけれども、直接子どもを教えてもらっている保護者が見たときに、それは現場の私の経験から、人数は少ないかもしれませんが、「私は教員でいい」と言う人がいるわけです。特に芸術系とか体育系とか音楽とか美術とか、「おれはそういう主任とか主幹とか嫌だよ。子どもに没頭したいんだよ」という人がいるわけです。それは一体どうなのかというと、非常に難しいところがあるのですね。

あと、ここに出てこない主幹、主任がありますが、学年主任というのは残るのか残らないのか、それは便宜的になってしまうのか。今便宜的にやっているだろうと思うのです

が。

それから、現場でやっていて大変なのは、落ちついた学校であれば、例えば運動会のときに体育行事の主任とか運動会主任とか、昔は文化祭主任とか、割と行事的に分けたのですね。先生方をまとめるのを。そうすると、落ちついていてる学校であれば、学年主任などよりもそっちのほうのが大変なのかもしれないですよ。考え方によっては。そうすると、小学校だと、男の先生などというのは3、4人しかいない学校がありますから、「あなた、若いんだから頑張って体育行事主任をやってよ」なんて非常に若い人がやらされる。私もやらされましたけれども、普通の教員はもう手当も何もないわけでしょう。だから、そういうふうな非常に難しいところがありますから、どうするか。制度としてできれば……とは思いますが。というのが1点。

もう1点、ついででいいですか。

校長に対しても、これ、統括校長というのをつくって、今の四つの条件、大規模校とか困難校とかわかりますが、「先進的な取り組み」というのもどこまでというのが非常に難しいところがあると思うのですね。第一に、だれがどこで決めるかですね。あそこは困難校よと。あそこは先進的取り組みをやっているよと。だから、中野区には統括校長が2人要るよとか決まってくるのだらうと思うのですけれども、どこで決めるかというのが非常に難しいところがある。それが1点。

もう1点、これでまだわからないことは、一度統括校長が置かれた学校は、学校として統括校長の配置の学校に指定されるのか、校長個人が統括校長に転勤するときにはまた統括校長の学校に行くのか、困難校がよくなったらどうなるのか、統括校長がいなくなってしまふのか。頑張った結果、統括校長いなくなるわけですから、そういう非常に微妙なところがあるわけでしょう。細かく言うと。だから、中野区で制度をつくる時にどうするかですね。運営をするのに非常に難しいところがあるなど。まだ細かいことは東京都で言っていないのだけれども、もっとうまい方法があるかもしれません。今気がついたのはそんなことですが、別に答えは結構です。

指導室長

お答えではなくて。

きょうはあくまでも都立学校におけるということですので。都立学校は、高校にしても、中等教育学校にしても、特別支援学校にしても、規模が全然違う部分の中でのお話ということでございます。また、今のお話につきましては、区として考えていくときにお答えが

できればと思います。

高木委員

今のご説明ですが、これはあくまで東京都立学校ということなので、区立学校はこれは適用されないということですか。

指導室長

これについては、都立学校が管理運営規則を変えてきましたと。これに合わせた処遇も考えてまいりますので、その関係がございますので、区市におきましても同様な検討をということになります。

高木委員

私のイメージですと、大学や短期大学というのは、学長がいて、副学長がいて、教授がいて、准教授がいて、助教がいてという感じなので、余り違和感はないのですよ。最初に教員、教諭で入った人が主任教諭。で、最初に助教で入った人が准教授とか。だから、それは別に違和感がないですね。あと、学科長も、学校によっては教授が2、3年で交代する場合もあるので、給与体系はわからないのですけれども、手当的などところで、多分、統括校長になるとふえて戻ると減るというのも理論的には可能なのですね。確かに、おっしゃるように、もし中野区で導入になった場合、中野の29の小学校、14の中学校で具体的に何校ぐらい統括校長が出るのかなとか。あと、1校当たりどれぐらいの主任教諭が出るのかなというのはちょっとまだわからないと思うのですが、都のお話の中で、統括校長はちょっと難しい問題があると思うのですが、この主任教諭の割合というのは1校どれぐらいというような話がもしあったとしたらお聞かせ願いたいのですが。

指導室長

選考方法ですとか、基準ですとか、その率ということについては、まだきちとしたお話はございません。ただ、主任教諭の率のほうが多くなるのではないかなというふうには考えております。

高木委員

それは教諭よりも……。

指導室長

教諭よりもということです。

山田委員長

私も感想だけなのですから。

学校の先生方に対してきちんとした評価をしなければいけないということが迫られているのだと思いますけれども、実際にはこの評価の基準とか選考方法とか、まだ非常に流動的であって、まだまだ難しい問題が多々あるのではないかなと思います。

やっとなお教頭先生が副校長として名前が多少知れ渡ったかなというところに、またいろいろなお名前が出てきてということになると、現場が混乱するようなこともありますけれども、まだ東京都からのいわゆる第一報だと思いますので、今後の経過を十分見守りながら、ただ、教員の人事権は東京都教育委員会にあるものですから、区市町村としても十分検討しなければいけないというふうに思います。

ほかによろしいでしょうか。

そのほかに報告事項はございますか。よろしいですか。

<協議事項>

山田委員長

それでは、協議事項に移ります。

協議事項の第1点目でありますけれども、「桃花小学校及び緑野中学校の設置に伴う通学区域の設定について」であります。説明をお願いいたします。

教育改革担当課長

では、私のほうから説明させていただきます。

このことにつきましては、既に中野区立小中学校再編計画におきまして示されているところでございますが、このたび、桃花小学校と緑野中学校の設置が区議会で議決されたことに伴い、通学区域をこちらの資料のとおり設定いたします。

内容につきましては、まず、桃花小学校の関係でございますが、桃園第三小学校、仲町小学校及び桃丘小学校の通学区域は、平成20年4月1日以降、桃花小学校の通学区域とする。ただし、桃園第三小学校の通学区域のうち本町四丁目及び同六丁目の地域、下のほうにあります地図の網かけになった部分の一番下の部分でございます。青梅街道より南側の地域につきましては、中野本郷小学校の通学区域といたします。それから、この地図の網かけの上のほうの部分、桃丘小学校の通学区域のうち、中野四丁目の地域、JR中央線より北側の部分でございます。こちらにつきましては、野方小学校の通学区域といたします。

次に、中学校についてでございますが、2ページ目をごらんください。中学校につきましては、第六中学校及び第十一中学校の通学区域は、平成20年4月1日以降、緑野中学校の通学区域といたします。ただし、第六中学校の通学区域のうち、野方五丁目及び若宮一

丁目の地域、こちらの地図の中で網かけになった部分でございます。第六中学校の現在の通学区域のうち、環七通りより西側の部分につきましては、第四中学校の通学区域といたします。

これに伴いまして、学校ごとの通学区域を定めております「中野区立学校通学区域に関する規則」別表の一部改正を行います。あわせて、同規則の文言整理を行うこととさせていただきます。具体的には、まず別表についてですが、3ページが小学校のところでございます。表の右側の部分、旧通学区域としまして、現在の各小学校の通学区域のうち、下線を引いた部分が通学区域変更になります。まず、現在の桃園第三小学校の部分で、本町四丁目39～42、45～48、それから本町六丁目14～45につきましては、表の左側の中野本郷小学校の新通学区域のうち、それぞれ本町四丁目、それから本町六丁目、こちらのほうに吸収されて、中野本郷小学校の通学区域が本町四丁目及び六丁目全域が入るという形になっております。それから、下のほうの現在の桃丘小学校の通学区域のうち、中野四丁目の部分が左側の野方小学校の新通学区域のほうに全域移るという形になります。

それから、次の4ページのところが中学校の部分の別表でございます。第六中学校の旧通学区域でございますが、野方五丁目1～3、4～7、10～35及び若宮一丁目28～59につきまして、左側の第四中学校の新通学区域、野方五丁目及び若宮一丁目の全域という形になります。

私からのご説明は以上です。

山田委員長

中野区立学校の再編計画の中で、一応通学区域のことについて一度お示しした案でございますけれども、実際には、新たに桃花小学校と緑野中学校の設置が決まったということで、改めて通学区域について確認をするということでございます。いかがでしょうか。

高木委員

基本的には、学校統合計画の原案のとおりで、特に統合委員会等でも反対意見等はないのでそのとおりやるという理解でいいのかというのが1点。

あと、例えば3ページの新旧対照表で、中野本郷小学校のところを見ますと、新通学区域は本町四丁目全体、旧通学地域は本町四丁目1～38、43～44ということで、実際はこれは吸収する形で通学区域の変更が本郷小学校や野方小学校も一部あるということですよ。わかりやすいように新旧対照表ではないので、統合の3校の分だけ案内を入れたという理解でいいのか。

教育改革担当課長

まず最初のご質問についてですが、おっしゃるとおりでして、当初統合委員会を設置する時点でも再編計画の内容についてはご説明しておりますし、また最近、桃花小学校と緑野中学校の設置が正式に決まったことを受けまして、改めて統合委員会で通学区域の変更についてご説明しております。それについては特にご意見はございませんでした。

この別表の書き方につきましても、委員のおっしゃるとおりで、そういう形で記載したということでございます。

山田委員長

ほかにご意見、ご質問ございますでしょうか。

実際には、教育委員会として、特に旧桃園第三小ですね、桃花小学校の本町四丁目のことについては、現地に見学に行ってまいりまして、道路情報などを確認した経緯があります。また、もう1点、桃丘小が野方小に変更する時点については、今度また、野方と沼袋の再編がありますので、この辺は十分に周知をしていただくよう重ねてお願いをいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、ただいまの協議した内容を踏まえまして、来週になりますが、7月27日の定例会で議案として改めて審議をしたいと思っておりますので、事務局のほうは準備を進めてください。よろしくお願いたします。

それでは、次の協議事項に移ります。

「平成20年度使用教科用図書の採択について」の協議を進めます。説明をお願いいたします。

指導室長

「平成20年度使用教科用図書の採択について」、ご審議をお願いいたします。

本日は、来年度使用する区立小学校用、それから区立小学校の特別支援学級用、さらに区立中学校用、区立中学校の特別支援学級用に関してご協議をお願いいたします。

「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」の第14条におきまして、「義務教育諸学校において使用する教科用図書については、政令で定めるところにより、政令で定める期間、毎年度、種目ごとに同一教科用図書を採択するものとする」となっておりますので、小学校用と中学校用も改めて今回採択をお願いすることになります。政令で定める期間というのは4年間でございますので、同一の教科書を4年間使うことになっており

ますけれども、小学校で使用しております教科書は16年度に採択していただきましたものを今使っております。さらに、中学校で使用しておりますのも17年度に採択していただいたものを今使用してございますけれども、それも同一の教科書を今回改めて採択をしていただくようになっておりますので、きょう事前の協議をお願いするということでございます。20年度は小学校は4年目でございます。

それでは、お手元の1ページ目をおあげください。1ページ目は、今お話をしましたいわゆる区立小学校で今使っております検定教科書の一覧表でございます。通常の学級及び特別支援学級の設置校におきましても、3校につきましては、一部の学年で一部の教科書で同じ検定教科書を使うという申請が出ております。これについてご審議いただきたいということでございます。

さらに、2ページ目、3ページ目、4ページ目までにつきましては、小学校の特別支援学級で来年度使用したいと申し出のあるものでございます。この中には、先ほどお話をしました検定本のほかに、ここにはないのですけれども、特別支援学級では文部科学省が著作権を有する教科書というのもございまして、その使用を希望しているところ、さらに今一覧にありますようないわゆる一般図書なのですけれども、学校教育法の第107条で規定されておまして、こういうものも教科用図書として使用することが特別支援学級ではできますので、これを審議していただきたいということでございます。4ページまでは小学校でございます。

5ページでございますが、上段の部分は区立中学校で使っておりますいわゆる検定教科用図書でございます。これにつきましては、小学校と同様、特別支援学級の一部の学年、一部の教科で同様のものを使う申請も出ております。下段が、先ほどお話をしました文部科学省が著作権を持っている教科書でございまして、これにつきましても使用の希望が出ております。

6ページ以降は、小学校と同様、今お話ししました検定本と著作本以外の教科用図書も教科書として使うことができるようになっておりますので、これを使いたいという申請が上がっているものの一覧でございます。

これらの書籍につきましては、一部は、今、表題だけしかごらんいただけないかと思いますが、並べてございます。このような部分がたくさん一覧になっている、いわゆる第107条で使うことが許されている、規定されております一般の図書で教科用図書として使おうという部分の一部でございます。一般図書というのは大変種類が多いということで、先ほ

どの教科書の無償措置法の第10条で、県と教委レベルでこの中のものをしっかりと調査してということになっておりまして、その中から、中野区におきましては今回の場合は一覧として使用したいというものが出ております。今、先生方の机上にございます特別支援教育教科書調査研究資料というものが、いわゆるこういう一般のものを東京都教育委員会が冊数を選びまして、例えば生活ですと94冊ほど選びまして、それについて妥当性等を調査・研究をした資料でございます。この中からすべて今回申請が上がっているものにつきましても選ばれてございます。

本日ご協議いただくものは全部こういう形になっているということでございます。障害の種類ですとか、程度、それから能力、特性に最もふさわしい内容のものということで、それぞれの設置の学校のほうから候補として一覧表にして今回お手元にいつているということでございます。

雑駁ではございますけれども、ご協議のほど、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

山田委員長

ご質問、ご発言ありましたら、お願いいたします。

大島委員

基礎的な質問かと思うのですが、さっきのお話で、4年ごとに実際の教科書採択をして、ことは実質的に選ぶ年ではないということで、ただ、形式的にといいますか、一応年度ごとに採択したという形式的なことが必要だというお話なのですか。その対象になるというのがこの検定教科書ということなののでしょうか。それとも、今たくさんありました一般図書を使うということについても、同じようにことしも採択とか、4年ごとにとか、そういうことがかかってくるのか。ちょっとその辺の関係をご説明願ひたいと思います。

指導室長

申しわけありません。私の説明が抜けておりました。いわゆる検定教科書のほうが4年ごとでございます、特別支援学級におきましては毎年度採択していただくことになっております。ですので、今一覧になっておりますものにつきましては毎年度採択ということでございます。

大島委員

それで、この一般図書なのですが、たくさん一覧に並んでいるのですけれども、全部採択したとしますと、これを各支援学級に1セットずつ全部の本をそろえるということにな

るのか、ちょっとその辺はどうなのでしょう。

指導室長

これにつきましても、小学校の特別支援学級全部から上がったものを一覧にさせていただきますので、このセットが、例えば国語が今15冊上がっておりますが、15冊が一つの学級に届くということではございません。

大島委員

そうしますと、例えばこれ全部採択したとして、各学級で自分のところで使いたいものをこの中から選ぶ、こういうようなことなのでしょう。

指導室長

それぞれの学校が、今現在いる子、さらに来年上がる子も想定いたしまして、これを使うことが妥当であろうということでもう既に一応上げてきております。上げてきているものを一覧表にしたものでございますので、ここから選ぶということではなくて、できればこれをお願いしたいという部分で出ているものでございます。例えば桃園小ですと、今上がってきておりますのは、国語におきましては、1年生はいわゆる検定本を使いたいというふうに上がってきております。さらに、ほかの学年におきましては、ここにあります「ゆっくり学ぶ子のための『こくご』入門編1」「入門編2」及び「『こくご』1」「『こくご』2」「『こくご』3」を使いたいというふうに上がってきております。ほかの学校からも上がってきたものを一覧表にしたものでございます。

飛鳥馬委員

小学校は特に学校で採択というよりも、子どもの個々に合わせてどの本を使うかというので多分採択しているのだらうと思うのです。同じものを何冊もとるのではなくて、個人に合わせた形でいいと思います。前にも聞いたかもわかりませんが、忘れてしまったのもう一度お聞きしますが、小学校1年生のとき、今、室長が事例で言われたように、「1年の最初なので通常学級と同じような教科書をいただきたい」という保護者も多いと思うのです。その場合に、途中でやはり無理だというときに、一般教科書も同じ国語でもう1冊いただけるかどうかということなのですが、いかがですか。

指導室長

申しわけありません。法的には、先ほどの無償措置法からいいますと、1種の教科書に関しては1種類だけですので、例えば検定本と先ほど言った市販本とを両方供与するということはないです。

飛鳥馬委員

わかりました。

山田委員長

ほかにご意見、ご質問はございますか。

前にもお聞きしたと思うのですがけれども、検定教科書は4年に1回ずつということになりますけれども、毎年採択しなければいけない理由は何でしょうか。

指導室長

実は、基本的にはそれを継続採択と法的にもなっていますので、よほどのことがないと、ないというか、ほとんどないのが実情ですが、例えば、中野区でもかつてございましたように、検定は通ってきているのだけれども、課題が非常に多い教科書であったりする場合には、場合によってはそういうことがあるかなということだと思います。

山田委員長

そうしますと、現場の中でいろいろな問題が生じた場合には、教育委員会のほうでそれについては勘案することはできるというふうにとらえていいのですか。あとは、出版会社が倒産したとか何かの理由があればということですか。

指導室長

それは余りないですね。

山田委員長

震災とかありますのでね。

飛鳥馬委員

何かありましたね。特別支援でありましたね。途中で絶版だというのがありました。

あとは、採択には直接関係ないと思うのですがけれども、4年に1回採択しますよね。それは全面改訂するわけですがけれども、その前に途中で、社会科だったりすると、例えば国の財政などというのは数字が変わるわけですよ。4年間同じのを使えないわけですね。今、町村合併とかやっていますから、町の名前が変わってしまうわけですね。だから、去年のとことしのが違うので、今4分の1改訂とかあるのでしょうか。多少手直ししているのですよ。だから、去年と全く同じではなくて、直すべきものはやはり入れかえているのですね。

指導室長

昨年度の今ごろよりちょっと前に、中学校の新しい教科書のミスがいっぱいあったとい

うことで問題になったというふうに思っておりますけれども、そういう部分は今年度はもちろん全部変えてきておりますので、改訂をしているということはありません。それから、教科書会社が後でまたそういう部分では新しい資料をとということで、使用している学校には届けられるということもございます。

山田委員長

ほかにご質問、ご発言ございますでしょうか。よろしいですか。

来年度は検定があるということなのですね。心して頑張らなければいけないわけです。

それでは、本件も来週7月27日の定例会で議案として改めて審議をしたいと思っておりますので、事務局のほうは準備を進めていただくようお願いいたします。

以上をもちまして、本日予定いたしました議事は終了いたしました。

これをもちまして、教育委員会第26回協議会を閉じます。

午前11時05分閉会